

芳賀町社会体育施設使用料 口座振替依頼書

金融機関 御中

年 月 日

団体名		芳賀町	料金の種類	社会体育施設使用料	
預金者	住所	〒 (電話 - -)			
	ふりがな 氏名				
施設 利用者	施設利用 団体名			届出印	

私は、上記の社会体育施設使用料を預金口座振替により支払うことにしたので、預金口座振替規定の上依頼します。

指定口座	金融機関名	足利銀行 支店			栃木銀行 支店		
		真岡信用組合 支店			はが野農協 支店		
	金融機関コード						
	支店コード						
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号					
振替日	毎月26日（26日が休日の場合は翌営業日）						
取扱開始年月	年 月分から						

預金口座振替規定

- 私が支払うべき受講料について、貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえお支払いください。預金口座に記載されている料金をもって領収書とみなします。また、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の引き落としにあたっては、当座勘定規定または預金規定に関わらず、小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
- この契約は貴金融機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。